## 家庭用ゲームソフトの販売等に関する自主規制についての要請

昨今の家庭用ゲーム機の普及には目覚ましいものがあり、その高性能化によるゲームのリアルな描写が、発達段階にある小中学生等、青少年に与える影響もより一層大きくなっております。

こうした中、一部の都道府県では青少年に影響を与えると懸念されるゲームソフトを「有害図書類」に指定し、18歳未満への販売を禁止するなどの規制を行っております。

しかしながら、一年間で千本を超えると言われる新たに発売されるゲームソフト全てを網羅的にチェックするのは困難であり、また全国的に発売されているがゆえに、 各都道府県が個々に規制を実施しても、抜本的対策にはならないものと考えられます。

つきましては、貴業界で実施されておりますゲームソフトの年齢別のレーティングや、販売店に対する販売自主規制依頼を今後一層強力に進めていただき、より実効性のあるものとしていただきたく、下記の事項について要請いたします。

青少年が健全に育つ社会環境を構築するため、御理解と御協力をよろしくお願い申 し上げます。

記

- 1 「18歳以上対象ソフト」を18歳未満へ販売することの禁止
  - ・パッケージへの「18歳未満禁止」旨の表示
  - ・18歳以上対象ソフトを販売する際の販売店での年齢確認の徹底
  - ・保護者の同意の有無にかかわらず、18歳未満への販売の全面的禁止
- 2 18歳以上対象ソフトの区分陳列の徹底や18歳未満購入禁止表示の徹底
  - ・18歳以上対象ソフトを他と区分し、屋内の容易に監視することができる場所 等に陳列することや18歳未満購入禁止の表示をすることの徹底
- 3 販売店における自主規制の検証方法の検討
  - ・販売店における自主規制について、販売店から報告を聴取するなど、その効果 と継続性が保たれるような方法の検討
- 4 年齢別レーティングを行う際の審査方法と審査基準の公開
- 5 都道府県の「有害図書類」等の指定に連携した対応
  - ・条例による団体指定制度を導入している地域にあっては、その指定に対する理 解と協力

平成17年11月10日

全 国 知 事 会